

事務事業名	児童館整備事業	担当部局	保健福祉部
基本目標	第2章 とともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	社会福祉課
施策体系	3安心して子育てのできる環境づくり(児童福祉)	担当係名	企画管理係
施策	・子育て支援施設の充実		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館を1館整備する。		
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月 / 平成22年 3月		
根拠法令、条例、規則など	児童福祉法第7条 児童館の設置運営要綱		
事業が対象としている人(モノ)	児童館		
主な活動予定内容	児童館の基本計画の策定		
	用地の取得		
	実施設計		
	児童館の建設		

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	5 市民ニーズを把握し、十分に高いことを確認している 結城市次世代育成支援行動計画の策定を通じて、市民のニーズが高いことがうかがえる。また、策定委員会での意見を参考として、21年度までに整備する内容を計画に位置づけを行った。
緊急性	4 放置すれば、住民生活等にかなり大きな影響を与える恐れがある 子育て家庭が地域や社会から孤立化や育児不安の増大している。また、子どもたちの安全確保も課題となっていることから、子どもと保護者が安心して集える場の整備が必要となっている。
妥当性	4 役割分担を考えたが、法的な問題などがあり、行政がやるべき事業であると判断した 社会福祉法人等の民間事業者においても整備することは可能である。しかし、これまでに結城市では設置されてこなかった経過を踏まえ、公立による児童館を設置を行うことが必要である。
適切性	5 代替案を検討し、この事業(方法)がもっとも適切であると判断した 結城市には児童館の機能を有する施設がないことから、市において児童館を整備することが適切である。
市民への影響度	5 市民のみならず、多くの人に便益を提供するための事業である 児童の健全育成及び子育て家庭の支援を充実することによって、地域の安全確保や地域のコミュニティの形成など多くの面で寄与することができる。
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる 本事業を行うことにより、安心して子育てのできる環境の充実を図ることができる。

3. 事業の方向性

<p>所管課長評価</p> <p>平成21年までを計画期間とする結城市次世代育成支援行動計画の中で児童館の整備は重点プロジェクトと位置づけている。市民からの要望も強く、児童の健全育成に寄与できるものであり、事業を進める。</p> <p>政策推進面からの評価(企画)</p> <p>安心して、子育てをする環境(施設を含む)づくりは、必要と認識する。しかし、児童に健全な遊びを与えるために児童館が必要とあるが、自ら創造し考え出す環境づくりが重要と思う。社会教育から生涯学習に変って来ている事はその1例である。今後、少子化が進むなか、子育て支援のニーズへの対応は重要ですが、ハード施策については、既存の学校施設等も考慮し、児童だけではなく、温故知新の考え方から、お年寄りも含めて考えていく必要がある。</p> <p>財政面からの評価(財政)</p> <p>児童館設置の必要性は認められるが、20年に用地を取得し21年に建設となっており、まず既存の市有地及び施設を有効利用し、設置することを検討されたい。</p>	
<p>決定権者判断</p> <p>予定通り要求 今後、市有地等の有効活用を考慮し、整備の検討を行う。</p>	